

社会福祉法人光風会 幼保連携型認定こども園 風の子保育園 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人光風会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 風の子保育園

所在地 山梨県山梨市歌田27

(施設の目的)

第2条 風の子保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するように努める。

3 当園は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育て支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長、教頭 1人（欠員可）

副園長、教頭は園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

- (3) 主幹保育教諭 1～2名
主幹保育教諭は、園長（及び副園長、教頭）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。
- (4) 副主幹保育教諭、指導保育教諭 1～2名
副主幹保育教諭、指導保育教諭は主幹保育教諭を補佐し、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。地域子育て活動等に積極的に取り組む。
- (5) 主任正担任保育教諭 1～2名 副主幹保育教諭を補佐し、クラスを主に担当する保育教諭等の統括と指導助言を行う。
- (6) 保育教諭 12名以上 保育教諭は園児の教育・保育をつかさどる。
- (7) 助保育教諭 子育て支援員 保育補助 若干名（欠員可） 助保育教諭、子育て支援員、保育補助は保育教諭を助ける。
- (8) 講師 若干名（欠員可） 講師は、保育教諭又は助保育教諭に順ずる職務に従事する。
- (9) 栄養士 1名（欠員可） 栄養士は、子どもの発達段階に応じた乳幼児食に係る献立を作成・調理するとともに、当園全般の食育を行う。
- (10) 調理員 1～3名
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (11) 事務職員 1名
事務職員は、当園の事務を行う。
- (12) 用務員 1名（欠員可）
用務員は当園の雑務を行う。
- (13) 看護師 1～2名（欠員可 病児保育実施時は欠員不可）
看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
- (14) 嘱託医 （非常勤）
嘱託医は、当園の利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び利用子どもの保護者への子どもについての相談・指導に対応する。
- (15) 嘱託歯科医 （非常勤）
嘱託歯科医は、当園の利用子どもの歯・口腔内の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び利用子どもの保護者への子どもについての相談・指導に対応する。
- (16) 学校薬剤師 （非常勤）
学校薬剤師は、当園の保健衛生に関わる研修及び相談に応じるとともに、職員及び利用子どもの保護者への保健衛生についての相談・指導を行う。

(学年及び学期)

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日
- (2) 第2学期 8月1日から11月30日
- (3) 第3学期 12月1日から3月31日

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業とする。

- (1) 教育標準時間認定こどもに係る休業日
 - ア 土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭23年法律第178号)に規定する休日
 - ウ 春季休業 (年度末年度始5日間程度)
 - エ 夏季休業 (8月中旬10日間程度)
 - オ 冬季休業 (年末年始5日間程度)
 - カ 年末年始 (12月29日から1月3日まで)
- (2) 保育認定子どもに係る休業日
 - ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - イ 年末年始 (12月29日から1月3日まで)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他窮迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時15分から午後6時15分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は午前9時から午後4時とする。

2 当園の開所時間は次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前7時15分から午後6時45分。
- (2) 土曜日 午前7時15分から午後6時15分。

※保育する園児が不在の場合、閉園時間前に閉めることがある。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、山梨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、山梨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、次の表に掲げる実費を徴収する。

項目	内容	金額
給食費	食事の提供に要する費用	1号認定 7,140円 2号認定 8,500円
スイミングスクールに係る費用	年長、年中のみスイミング施設での水泳指導（月2回を基本とする）	月額1,760円程度 （1回880円 令和6年現在）
保育教材費	全園児が個々使用する教材、制作材料、玩具等	月額700円
おむつ処分費	おむつ処分費負担分	月額400円
※その他 園服、体育着、行事の記念写真、発表会 DVD などは必要時に実費。		

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として次の表に掲げる費用を徴収する。

項目	内容	金額
年間登録料		年額 5,000円
おやつ代	午後6時在園児に提供	日額 100円
保育料	認定終了時刻から午後6時45分まで	100円（15分ごと）
※年間登録なしで1,100円（1日）の利用も可能とする。		

4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として次の表に掲げる費用を徴収する。

項目	内容	金額
休日の利用	午前9時から午後4時	日額 700円
平日の延長	午後4時以降	200円（30分ごと）

5 当園は、病児保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として次の表に掲げる費用を徴収する。

項目	内容	金額
病児保育利用料	保育利用時間内、保護者への連絡から1時間経過後より料金徴収	250円（30分ごと）

(利用定員)

第11条 利用定員は次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	0人	0人	5人	5人	5人	5人	20人
2・3号	3人	18人	14人	15人	15人	15人	80人
合計	3人	18人	19人	20人	20人	20人	100人

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申し込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定の子どもの総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

- (1) 申込みを受けた順序により決定する方法
- (2) 当園の教育理念に基づき決定する方法
- (3) 園児のきょうだい関係、居住の地域性を考慮し決定する方法

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、重要事項説明書にて明示する。

4 当園は、山梨市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施を委託されたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、重要事項の確認を依頼し、書面により利用子ども保護者からの同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用子どもが、小学校就学前子ども区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

3 退園又は休園しようとする教育標準時間認定子どもの保護者は理由を記して園長に願い出るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を

漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めがある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、山梨市からの求めがあった場合は、山梨市が行う調査に協力するとともに、山梨市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、山梨市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を山梨市に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 山梨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 幼保連携型認定こども園園児指導要録 指導等に関する記録
- (7) 学籍等に関する記録 ※20年保存

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和5年6月30日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

この規程は令和7年4月1日から施行する。